

## <資料 11>

令和2年6月2日  
定例記者会見資料

### 【都内初】新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援の一環として 都市計画税を2分の1に減税します

武蔵野市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う緊急事態宣言による自粛要請などにより、収入が減少する市民および事業者の暮らしや市内の経済を守るための取り組みとして、令和3年度の都市計画税を0.1%に減税します。

都市計画税は、都市計画事業等に要する費用に充てるための目的税として、地方税法では0.3%を制限税率として課税されるものですが、武蔵野市では現在0.2%を税率として賦課・徴収を行っています。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例が令和2年第2回武蔵野市議会臨時会で5月20日可決され令和3年1月1日から施行します。

■目的：収入の減少している市民や事業者の税負担の軽減と共に、都市計画税は地代や家賃の基準額の一部を形成するため、地主、ビルオーナーと借地や賃貸によるテナント事業者との業態間の連携により共に地域経済の維持を図ることを促す。

■対象者：武蔵野市内に土地家屋を所有する方

■減税後の税率：100分の0.1（0.1%）（減税前100分の0.2（0.2%））

■減税の期間：令和3年度

■効果（減税額）：例

商業地（土地の評価額100,000,000円（課税標準額70,000,000万円））の場合

税率	都市計画税相当額	減税額
0.2%	140,000円	—
0.1%	70,000円	70,000円の減額

住宅地（土地の評価額48,000,000円（課税標準額16,000,000万円）  
家屋の評価額6,000,000円の場合）

税率	都市計画税相当額	減税額
0.2%	44,000円	—
0.1%	22,000円	22,000円の減額

■令和2年度都市計画税歳入予算額：27億1,800万円

■問い合わせ 財務部 資産税課 0422-60-1824